

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要	原子力発電施設等の所在及び周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。		
対象者要件	<p>◎対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者</p> <p><b>【1】</b> 新設・増設に伴う契約電力の増があること</p> <p><b>【2】</b> 新たな雇用の増加数が3人以上であること</p> <p><b>【3】</b> 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること(※)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 製造業に属する事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあつては、当該特定の業種に属する事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村から金銭的な支援を受けているもの</p> <p><b>【4】</b> 投資額(特例加算を受ける場合)</p> <p style="margin-left: 40px;">製造業等で、投資額 [所在市町村]新設 500 万円(増設 250 万円)</p> <p style="margin-left: 80px;">[隣接市町村]新設 1,000 万円(増設 500 万円)以上であること</p> <p>※【3】については、企業立地日が平成 27 年 10 月 1 日以後である事業に適用</p>		
対象地域	原子力施設所在市町村	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村	
	原子力施設隣接市町村	十和田市(旧十和田市)、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村	
交付期間	新設・増設した半期の翌半期から 8 年間		
交付内容など	<p>◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額(算定電気料金・支払電気料金)のうち最も低い額</p> <p><b>【電力給付金分(契約電力※1×(算定単価※2-交付金単価※3)×月数)+特例加算分(増加雇用人数×30 万円※4)】</b> ※4 隣接市町村は 15 万円</p>		
	雇用創出効果	契約電力 上限※1	立地市町村
	区分 (実支払電気料金/契約電力×月数)	算定単価 ※2	交付金単価※3
	3 人以上 20 人未満	1,500 kW	十和田市(旧十和田市) 0 円/kW
	20 人以上	2,500 kW	三沢市 187 円/kW
	1,500 円未満	600 円	むつ市(旧むつ市) 393 円/kW
	1,500 円以上 1,600 円未満	640 円	むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村) 337 円/kW
	1,600 円以上 1,700 円未満	680 円	六ヶ所村、横浜町 281 円/kW
	1,700 円以上 1,800 円未満	720 円	大間町 450 円/kW
	1,800 円以上 1,900 円未満	760 円	東通村 562 円/kW
	以後 100 円刻み	以後 40 円刻み	佐井村 267 円/kW
			平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町 216 円/kW
			野辺地町 129 円/kW
			風間浦村 225 円/kW

※交付金単価は 2018 年 4 月 1 日現在のものです。

■問合せ先：一般財団法人電源地域振興センター TEL. 03-6372-7307